

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

以上のことから、国において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について対策を講ずるよう求めます。

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財源の確立に取り組むこと。
- 4 地域間の財源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。

- 5 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を、持続可能な地域社会の構築にむけて、より恒久的な財源とすること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年9月15日

伊 那 市 議 会